

「サイクルルート名称決定に向けた懇話会」設置要領

(名称)

第1条 本懇話会は、「サイクルルート名称決定に向けた懇話会」（以下、「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、「広域的な自転車通行環境整備事業計画」（令和4年8月大阪府・大阪市・堺市策定）における整備対象ルートについて、利用者や地域住民に広く親しめる名称（愛称）決定に向け、意見交換等を実施することを目的とする。

(設置期間)

第3条 懇話会の設置期間は、前条の目的を達成するまでの間とする。

(構成員)

第4条 構成員は、別表に示す外部有識者及び行政関係者とする。

(外部有識者)

第5条 外部有識者は、懇話会の座長を務めるものとする。

- 2 座長は、第2条目的のもと、高度な専門的知識及び経験から助言及び円滑な議事進行を務めることとする。
- 3 外部有識者を招へいするための報酬及び費用弁償については、大阪府附属機関条例第3条及び第4条で定める額を準用する。

(代理出席)

第6条 構成員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、構成員と同一の機関に属する者で構成員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、構成員とみなす。

(運営方法)

第7条 懇話会の事務局は大阪府都市整備部道路室に置くこととする。

- 2 事務局は必要に応じて会の招集、開催、運営を行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、懇話会で定める。

附 則

この要領は、令和5年12月8日から施行する。

別表（第4条関係）

懇話会 構成員	
大阪公立大学大学院 工学研究科 都市系専攻 嘉名 光市 教授	外部有識者
京都府建設交通部理事（道路政策担当）	
大阪府都市整備部道路室長	
大阪市建設局道路河川部長	
堺市建設局サイクルシティ推進部長	